

不動産取得税の改正

Q : 今年度の改正で不動産取得税の取扱いが変わったと聞きました。どのようになったのですか？

A : 軽減措置の適用が受けられる住宅の整備が図られました。

【解説】

不動産取得税の関係で改正された点は、①軽減措置の対象となる中古住宅の定義の明確化と②対象となる住宅の要件の緩和です。

[中古住宅の定義の明確化]

不動産取得税では、一定の要件を満たす中古住宅やその用地を取得した場合には一定の軽減措置が受けられることとなっていますが、この対象となる中古住宅の定義がはっきりしていなかったため、今回の改正で「新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅」として明らかにされました。

[対象となる住宅の要件の緩和]

対象となる住宅の要件は、従来は、①と②の両方を満たす住宅とされていましたが、改正により、次の①に加え、②③④のいずれかの要件に該当する住宅であれば、軽減措置の対象とされるようになりました。

- ① 床面積が50㎡以上240㎡以下の住宅
- ② 築後20年(コンクリート造などは25年)以内の住宅
- ③ 昭和57年1月1日以後に新築された住宅
- ④ 耐震基準に適合していることが証明された住宅

